

書 評 と 紹 介

中北浩爾著

『経済復興と戦後政治』

日本社会党1945 51年』

評者：吉田 健二

戦後初期、第二次世界大戦によって著しく荒廃した日本経済の復興、とくに生産の再開・復興をいかにして実現するかという問題は、産業界だけでなく、国民各層に提起された最重要かつ緊急の課題であった。占領期の日本の政党政治は、旧制度の改革と並び、経済復興という課題をめぐる展開されたといつてよい。この課題に日本社会党は、自由党における自由主義経済の路線に計画化と統制経済の路線、すなわち“社会化”の路線を対置した。本書は、この社会党の経済政策に焦点を当てて、占領期の政党政治の展開を経済復興という問題を基軸にして分析したものである。

なお、〔あとがき〕によれば、本書は、著者が1997年2月、東京大学から取得した博士号（法学）の論文に加筆して上梓したものだという。著者は政治学者で、現在は大阪市立大学に勤務しておられる。

*

先に本書の目次を紹介する。本書は、本論4章に〔補論〕などを加えた、次のような構成となっている。

はじめに

第1章 経済復興への政治的対応

第2章 片山内閣と経済復興の模索

第3章 外資導入問題と安定化問題

第4章 経済復興からの方向転換

おわりに

補論 有沢広巳の同時代経済分析

*

これまで占領期の政党政治に関する研究は、片山内閣下における「炭鉱国家管理」問題や「0.8ヵ月補正予算」の編成問題など、個々の政策や政治争点に関する事例研究として行われ、占領期の全体において統一的に分析されることはなかった。本書は、占領期の政党政治の展開を経済復興という問題を基軸にして、一貫した視角から、全体的かつ動的に分析した先駆的な研究である。本書の意義は何よりも、この点にあるだろう。民主人民戦線の運動も、これまでは外交・安全保障の領域で扱われてきた講和問題も、本書では、経済復興のための政策形成との関連で分析されている。

本書は、占領期の政党政治といっても、副題に銘打たれているように、社会党をおもな分析対象としている。占領期の社会党について、これまでの通史的文献における評価はきわめて低い。社会党自体、例えば『日本社会党20年の記録』（1965年）では“苦い歴史”として描かれ、首班として担った片山内閣に対しても「資本の擁護者、労働攻勢の防波堤となる対策」を請け負ったと唾棄している。この視点は、月刊社会党編集部の『日本社会党の三十年』（1974年）でも変わらない。

近年、社会党に関する研究は新たな高まりを見ている。ここ1、2年だけでも、新憲法体制

の形成と片山内閣の政策展開に、社会党および森戸辰男ら“社会派知の人脈”が果たした役割を高く評価する高橋彦博氏の『日本国憲法体制の形成』（青木書店、1997年）や、占領期の社会党を“改革派の主体”と位置づけ、アメリカとGHQの対日政策との関連で片山・芦田内閣期の政党政治を分析した福永文夫氏の『占領下中道政権の形成と崩壊』（岩波書店、同）などが相次いで著された。

本書も、これらの研究書と同様に、占領期の社会党を積極的に位置づけている。本書で特筆されるのは、これまで以上に、占領期の社会党に対して系統的な分析を試み、かつ高く評価していることだろう。

*

まず、本書の骨子を紹介する。紙幅がなく箇条書きとなったが、読み違いや理解不足のさいはご容赦願いたい。

- (1) 社会党は1946年秋、石橋財政による経済危機の中で、高野実ら総同盟左派の提案もあり、階級対立よりも生産復興を主眼とした経済政策を重視する方針に転換した。経済復興会議は、この社会党と総同盟の経済路線を実践する組織として結成された。この社会党と総同盟の経済路線が、経済団体や民主党など保守政党に支持された結果、片山内閣が成立した（第1章）。
- (2) 社会党と総同盟の経済路線とは、労働者の経営への参加を基本理念としながら、「労使協力と国家介入を中心手段として」自力再建に努め、これに外資導入を組み合わせる生産復興をはかる、というものであった。賃上げは生産復興に即して、抑制的なものにする。この経済路線は、アウトタルキー的なものではなく、「高い生産性を持つ近代的な日本経済を建設」し、アメリカを中心とする「開放的国際経済秩序」への

適応を意図していた（第2章）。

- (3) 片山内閣は、経済安定本部のもと経済復興会議の協力を得て「経済緊急対策」を実施した。片山内閣の経済政策を主導したのは、和田博雄であり、労農派の経済学者・有沢広巳を中心とするグループであった。とくに有沢は、傾斜生産方式の立案など現実的・実践的な経済復興策を提示した。占領期の社会党は、有沢広巳をブレーンとする時代である（第2章、補論）。
- (4) 芦田内閣の外資導入政策は、共産党と産別会議の激しい反発を招き、経済復興会議の運動は行き詰まった。社会党と総同盟は産別会議を排除するため、経済復興会議を解散に導く一方、なおも経済復興をはかる観点から新たな労使協力組織として経済再建中央会議を結成した。また、外資導入を機に経済団体が「資本の尊重と労働組合の抑制」を強め、インフレの安定化についても、経済団体・保守政党が「賃金の直接統制」を打ち出すなど、社会党と総同盟の生産復興を主眼とした経済路線は困難な事態に追い込まれた（第3章）。
- (5) 第3次吉田内閣は、日本経済の自立へ向け超均衡予算の編成など経済9原則の実施を決めた（ドッジ・ライン）。社会党と総同盟は、人員整理や賃上げ凍結など労働者の犠牲を伴うとしてその修正を求め、かつ「生産復興闘争から賃上げ闘争に運動の重心を移」す一方、自立的な平和経済を構築する観点から、中国貿易を重視する方針に転換した。この方針転換は、朝鮮戦争をへて確固となった。社会党と総評は、吉田内閣と経済団体による対米従属化や軍事経済化に反対し、また「生産を媒介とする労使協力」の方針を放棄した。この結果、戦後日本の政党政治は、激しい労使対立を基底

とする、社会党排除の保守支配体制が構築された（第4章）。

- (6) 1951年10月における社会党の分裂は、総評が、中国貿易の前提として、全面講和を確固とするため左派に踏み切らせたものである。社会党(左派)と総評の全面講和論は、生産や日本経済の非軍事化の観点から中国貿易を前提として導かれた。有沢広巳も、再生産論の見地から、単独講和による中国との経済関係の切断は日本経済の打撃になるとしてこれを支持した。全面講和の必要性は新憲法の理念(非武装・平和)や平和問題それ自体の論理だけでなく、経済政策の面からも打ち出され、それゆえに国民運動として広がった(〔おわりに〕〔補論〕)。

*

本書が出版されるや、占領期の政党政治の構造を明らかにした最初の研究として、政治学をはじめ各分野の研究者から賛辞を浴びていることは評者も承知している。評者も本書を一読して、経済復興という視点と論点を崩さず、占領期の政党政治の動態を全体的かつ構造的に捉えようとする著者の意気込みに、正直のところ圧倒された。

さて、本書において特筆されるのは、占領期の社会党の経済政策の形成・展開について系統的に分析し、この時期の社会党が、左派を含めて現実的で実践的な政策・方針をもっていたことを明らかにしたことだろう。

片山内閣が、“経済危機突破内閣”として採用した主要な政策は、有沢広巳が立案した傾斜生産方式であった。評者は、著者が、当時の社会党のシンクタンクであった社会主義政治経済研究所の活動についてきちんと評価していないのが不満であるが、社会党は、「緊急政策要綱」(1946年12月作成)をはじめ、研究所や党の政

調会を通じて経済復興に関するさまざまな政策を立案・策定しその実現に努めた。有沢の傾斜生産方式も、これらの政策活動の中で理論構成されたものであった。

社会党と総同盟の経済路線が、労使協力と計画経済(国家介入)を原理としながら、「開放的国際経済秩序」への参加を意図した、国際性を有するものであったことは先に紹介したが、インフレーションの安定化対策についても、社会党は、経済団体・保守政党の“賃金直接統制論”に対し、“通貨処理論”を対置した。著者によれば、これも「アメリカを中心とする開放的国際経済秩序への復興と密接不可分のもの」(184頁)として構想されていたという。社会党の経済政策は、同時代の政策課題に対応し、かつ時代の先を展望しての構想であり、提起であった。

もう一つ、本書で特筆されることは、総同盟、日農、全労会議などの社会運動団体や、経済同友会など経済団体についても、社会党における経済政策の展開との関連において分析され、占領期の社会党の歴史をいちだんと深めていることであろう。とくに本書では、総同盟との関係を重視し、一体として扱っている。社会党と総同盟の経済復興に対する取り組みは、『総同盟50年史』(1968年)でも詳しくは記述しておらず、経済再建中央会議の結成や実践についても、日本労働運動史においては未開拓の領域として残されていた。

ところで占領期の社会党の分析は、なぜ片山内閣が誕生したのか、また片山内閣以降、社会党がなぜ久しく政権を担うことができなかったのか、という論点と結びつかざるを得ない。本書はこれらの論点についても解答を出している。

まず、片山内閣の成立については従来、自由党に対する社会党右派の無原則的な妥協と共産

党に対する左派の“変節”とによるもの、と捉えられてきた。著者によれば、1946年秋における社会党の方針転換、すなわち階級対立よりも生産復興を主眼とした経済政策を重視する方針に転換し、現実的で実践的な政策を持ったことにあり(37頁)、保守政党との提携も体系的な経済路線にもとづいて主体的にめざしたものであったという。

後者の、社会党が片山内閣以降、なぜ久しく政権を担うことができなかったのかという論点について、著者は今回、直接には分析を試みていない。しかし著者は、1951年10月の左右両派の分裂以降の、社会党(左派)と総評を主体とする1950年代における「革新国民運動」を通じて形成された、「保守」対「革新」という戦後日本政治の基本枠組の中に存在しているとしてつぎのように指摘している。すなわち、「社会党と総評の路線の中心は、経済問題から平和問題へ、権力への参加から抵抗運動へ、政策から理念やイデオロギーへと変化していき、その結果、社会党の経済政策の立案能力は次第に減退し、1960年代に入り池田勇人首相が所得倍增政策を打ち出したとき、社会党は有効なオルタナティブを提示することができなかった」(314頁)からであるという。

*

評者は、本書が展開する論点や見解に格別の異論はない。むしろ経済復興運動における高野実の役割と総同盟左派の動向、産別民同や全労会議の対応、片山内閣の経済政策、経済復興会議の解散経緯、また財政・金融政策だけでなく、講和問題や日農の運動までも経済復興の文脈で論じる分析方法に、評者は大いに学んだ。ただいくつか気になった点もある。

一つ。著者は、社会党が1946年秋の時点まで「階級対立」を重視し、とくに鈴木茂三郎や加藤勘十ら左派が「共産党との提携に積極的」

(13頁)で、党としても「共産党との提携を犠牲にして保守政党と提携することができなかった」(35頁)というが、違う気がする。民主人民戦線の結成にしろ、食糧闘争にしろ、社共共闘は社会党の再三の拒否で締結されていない。民主人民戦線の問題では鈴木自身、山川均との関係で対応に困惑していたのであり、共産党の参加を認めたのも「民主的諸勢力の結集」というよりは、むしろ共産党や産別会議に対抗する一方で、「左派の影響」を確保することにねらいがあったという説もある(『時事通信 政治労働版』第454号)。

二つ。著者は、経済復興会議を「労使協力組織」として、いわば狭義に位置づけている。確かに、基本性格は「労使協調体制の構築に経済の再建と経営の安定を求める組織」(拙稿「経済復興会議の組織と運動」上、本誌第283号)であったが、1947年2月、産別会議や共産党系の団体が「共同闘争機関」としての性格を要求し、「産報的労資休戦にあらざることを確認して参加して以降、経済復興会議は、民主革命期の社会運動機関、すなわち統一戦線としての機能と形態を有していた、と評者は思う。片山内閣の政治的基盤を担ったのは、統一戦線の一形態としての経済復興会議であった(拙稿「片山内閣と経済復興会議」『労働運動史研究会会報』第3号)。だからこそ、社会党・総同盟も経済団体も、経済復興会議の解散に踏み切ったのではないだろうか。

三つ。著者は片山内閣の成立について、「社会党の左右両派は保守政党と連立することで一致しており、両派の対立はほとんど顕在化しなかった」(68頁)として、左派の方針転換ないし“変質”によるものではない、とされておられる。従来通説は前述の通り、右派の「無原則的な妥協主義」とともに、左派が、自由党の要求に応じて「対共産党絶縁声明」を行うなど

これまでの方針を転換したことに求めている（高橋彦博「社会党首班内閣の成立と挫折」『岩波講座日本歴史』第22巻，1977年）。評者も、こう理解している。

社会党の左右両派が、その経済政策について一致していても、左派が一貫して、右派の自由党に対する執拗な連立工作に反対し、「社会党中心の民主政権」（単独政権）をめざしていたことは周知の通りである。鈴木徹三氏もこれを指摘し、またGHQが社会党の単独政権に反対し、高野実ら労働組合の幹部が、三党連立に傾いたので「火中の栗を拾うことに同意した」（法政大学大原社研編『戦後社会運動資料・政治経済通信ほか』解題）と述べている。もし著者の指摘が事実なら、これまでの通史は覆される。この点は、社会党史においても重要な論点であるので、『社会思潮』（第5号）所収の西尾末広の論稿の引用だけでなく、さらに裏付けを試みてほしいと思う。

*

占領期の社会党に関する研究は、これまで片山内閣論にしる、労働者農民党の結成（1948年12月）にしる、“森戸・稲村論争”（1949年4月）にしる、左右両派のイデオロギー対立を重視する視点から分析されてきた。社会党自体、『日本社会党の三十年』（前出）では自らの歴史をイデオロギーをめぐる党内の激しい対立として描いている。本書は、経済政策に着目して分析し、占領期の社会党を時代の要請に応えた政策政党として描き切っている。占領期の社会党史研究は、本書によりいちだんと高いレベルに到達したといつてよいだろう。

（中北浩爾『経済復興と戦後政治 日本社会党1945-1951年』東京大学出版会，1998年5月，337頁+11頁，6200円）

（よしだ・けんじ 法政大学大原社会問題研究所兼任 研究員）

David Schmitz and Robert E. Goodin
Social Welfare and Individual Responsibility: For and Against

評者：武内 砂由美

表題の示すとおり、本書のテーマは、社会福祉と自己責任をめぐる問題であり、社会福祉における自己責任の重要性を強調するシュミット論文（Taking Responsibility）と、自己責任の限界および社会的責任の優位を主張するグッデイン論文（Social Welfare as a Collective Social Responsibility）という、ほぼ対照的な二論文から構成されている。いずれにせよ、ここでの論議の背景となっているのは、近年の福祉国家の新保守主義的な方向への再編を伴う社会保障・福祉支出の抑制、そしてその代替案としての家族集団、近隣、地域共同体による自助、相互扶助努力の喚起である。本書は政治哲学の領域に属する論文集であるが、具体例が多く挙げられ、叙述が平明であるため、専門知識がなくても比較的読みやすいものとなっている。

シュミット論文は、まず第1節で、責任の概念を、内在化した責任と外在化した責任と呼んで、区別している。例えば、責任の内在化というのは、行為者が自らの行為とその結果に対して責任を負うことである。逆に、責任の外在化は、いかなる原因によるものであれ、自己に帰すべき責任を放棄したり、他者に責任を転嫁した場合を指す。ただし、ここで区分された責任の概念は、自己責任と社会的責任の概念と同一のものではない。ある集団の成員が、集団とし

て責任を引き受けようとする意思をもつ限りにおいては、社会的責任もまた内在化した責任のかたちをとりうるからである。その上で著者は、自己責任を全うするかどうか、慣例を含めた社会的状況によって決定されるとすれば、自己責任が重んじられるような制度的枠組みをつくるべきだと論じている。

第2節では、私的所有の問題について検討を加えた上で、アメリカ合衆国における貧困に関してふれ、つづく第3節で、責任と共同体の関係に検討を加えている。

第4節では、相互扶助組織として長い伝統をもつ共済組合の議論が展開される。福祉国家のパフォーマンスに対する失望などから、現在、民間医療保険や私的年金が、保健医療や退職に対する責任の内在化および個人化の手段として、広がりを見せている一方で、共済組織に対しては、福祉国家と異なり、所得再分配を本質としていないとの批判がある。しかし著者によれば、事実は逆で、不完全ながら、共済組合は福祉のセーフティネットの役割を果たすことで、責任の内在化をはかってきたのである。

第5節では、まずロールズの「正義論」を引用しながら、正義の概念をめぐるいくつかの問題が考察される。しかし、社会福祉政策において、今後目指すべきはそうした正義の概念のいずれかではなく、自己責任を重んじる人材を育成し、自助と相互扶助の組み合わせを推進するかたちで、責任の内在化を図ることであると結論づけている。

グッディン論文は、第1節で、依存の概念を家族や友人、社会的な習慣などに対する容認できる依存と、公的扶助などへの容認できない依存とに分け、検討を試みている。両者を比較してみると、その決定的な相違は、道徳的な妥当性にあることがわかる。つまり、福祉への依存に対する異議は、福祉への依存そのものではな

く、本来、道徳的に容認できないものに依存することに対する反感から生じているというのである。

第2節では、寛大な社会福祉施策が、人々の国家福祉に対する依存的な風潮を増大させる要因であり、自助努力を喚起すべきとの批判に対する反論が提示される。自助は、確立された概念とみなされがちであるが、他者への依存が不可避的な一面を持つ以上、必ずしもそうとはいえない。社会福祉の議論からすれば社会的に過度に依存せざるを得ない状況におかれていることが問題であって、自助はむしろ適切な努力のあり方として理解されるべきであるという。

第3節で論じられるのは、道徳的な責任の集団化と呼ばれるものであり、集団の成員全員が等しく分かち合う、福祉に対する社会的責任の概念が考察される。また、著者は責任の概念を積極的な責任と消極的な責任の二種類に区分し、前者を好ましいものとみなしている。

第4節では主に、ボランティアな福祉供給の活性化、中間団体の復興などを主張するニュー・ライトの議論が扱われる。また、リスク分散の観点から、相互扶助的な保険と、政府によって保証を受ける社会保険が比較される。経済的な大打撃を受けた場合を想定すれば、後者の社会保険に大きなメリットがあるというのが著者の見方である。

第5節では、社会福祉政策における逆インセンティブの問題が検討される。社会福祉給付の受給を抑制する目的で、劣等処遇の原則を適用すれば、真に援助を必要とする人が必要な援助を受けられない事態につながりかねない。さらに、構造的失業の下で、道徳的な根拠づけをもって、福祉に対する責任の私事化を図ることは非現実的であると指摘している。

第6節でも、福祉供給における公共部門の役割を低下させ、個人に責任を転嫁するに足る経

済的な奇跡が起こる可能性はまず考えにくい。また、社会的に不利な立場におかれ、最もニードの高い人に経済成長の恩恵が及ぶことも望めないであろうとして、社会福祉における社会的責任の意義を強調して結んでいる。

以上が浅学の著者に理解し得た本書の概要であり、読み違いが多分に含まれているであろうことをお断りしておかななくてはならない。しかし、両論文を通じて、疑問に感じるのは、なぜ議論の前提条件である「社会福祉」の定義づけについて、全くふれられていないのかという点である。多義的に用いられている「社会福祉」概念の検討は、議論をする上で不可欠ではないのだろうか。

また、グッディンの論文でも、議論が本題に関わる範囲に狭く限定されており、前著で提示された、ヴァルネラビリティに立脚した福祉国家擁護論について言及がないのは残念に思われる。とはいえ、自己責任と社会的責任、自助や福祉への依存などに関する分析は新鮮で学ぶところが多く、社会福祉の問題を哲学的視点からとらえた貴重な一冊といえよう。

(David Schmitz and Robert E. Goodin, *Social Welfare and Individual Responsibility: For and Against*, Cambridge University Press, 1998 xviii+210 £10.95)

(たけうち・さゆみ 法政大学大学院社会科学研究所博士課程 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員)

法政大学大原社会問題研究所叢書 ◎好評発売中◎

現代の韓国労使関係
●日・韓の工業化・近代化の時期と速度の違いを踏えた比較研究
法政大学大原社会問題研究所編 A5判 三六〇頁・六二〇〇円
企業別から産業別組合形成をめざす韓国労使関係を「民主労総」等の調査を踏えた法改正・労働市場・産業構造等多面的に分析
韓国労使関係の歴史の展開と現状の基本課題……………萩原進
農村―都市間労働力移動の基本課題……………祖父江利衛
韓国の「都市下層」と労働市場……………横田伸子
転換期における韓国の人的資源管理制度……………鄭在勲／川口智彦訳
大宇自動車における日本の生産システムの導入と作業組織……………公文溥
韓国の重工業大工場における人事制度改革……………金鎔基
韓国民主労総の結成・合法化と金属産業の労働者……………相田利雄
労働法制の過去と現在……………三浦照敏
韓国の労使関係改革と労使の対応……………小林謙一・川口智彦
個別的労使関係の日韓比較……………齋藤学
日韓労使関係の比較史的検討……………二村一夫

社会運動と出版文化
●「社会史」の方法から見た社会運動史
梅田俊英著 近代日本における知的共同体の形成 A5判 三六〇頁・五〇〇〇円
大正デモクラシー期における社会運動と出版文化の歴史を手書きメモ、日記、手紙、予審調書など新しい史料で再構成。出版検閲体制と社会運動出版「地域社会運動と地域ジャーナリズム」東大新人会「日と出版文化」プロレタリア科学研究所の出版活動など。
五十嵐仁著 戦後日本の到達点と二十一世紀への課題 A5判 四六〇頁・六〇〇〇円
九二年の日本新党の結成以降絶え間なく続いている政界再編。また労働組合ナショナルセンターの再編など戦後日本における政治の変遷と労働組合とのかかわりに焦点をあてて分析。革新政治の課題と労働組合運動の今日的課題を提示する。

政党政治と労働組合運動

革新政治と労働組合運動の今日的課題を提示

御茶の水書房 東京都文京区本郷5-30-20 ▶価格は税別◀
〒113-0033 電話03(5684)0751/FAX03(5684)0753